

質疑回答書

件名：第14号 都市整備部移転等業務

担当部署：近江八幡市 総務部 管財課 市庁舎整備推進室

番号	項目	質問内容	回答
1	仕様書 9 (1)	移転対象となる文書の内、先行移転の運搬対象とされる書庫行きの段ボールはどれ程の量となる予定ですか。	別紙2「安土町総合支所3階」に示した書類量及び備品量は、全て先行移転の対象となります。 別紙2「安土町総合支所1階、安土町総合支所2階、安土町総合支所外部倉庫」に示した書類量及び備品量は、概ね5割程度の先行移転を想定しています。
2	仕様書 10	移転作業完了後、搬出対象となる不用物品及び残什器備品等のおおよその物量をご教示ください。別紙2の図面上、赤枠内の移設対象エリアに描かれているものの移転物品確認表のリストに記載されていない什器類は、基本的に全て搬出対象とみなして良いのでしょうか。	お見込みのとおり、別紙2の赤枠内の移設対象エリアに記載されており、移転物品確認表のリストにない什器類が搬出対象となります。
3	仕様書 12 (8) ア	受注者が手配すべき文書保存箱はどれ程になるのでしょうか。	500枚程度を想定しています。
4	仕様書 12 (12)	不用物品及び什器備品等を発注者の指定する場所へ運び出す作業は、車両の使用（受注者が2t車や4t車を手配すべきか）は想定していますか。	不要物品及び什器備品等の集積場所は安土町総合支所の敷地内を予定していますので、搬出には車両の使用は想定していません。
5	別紙2	「備品量:0箱」と記載された部署は、書類以外の荷物は主にデスクや個人所有の物のみ、とみなして良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。